令和８年 10 月１日改正版

測量業務共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R8.10.1）	現　行(R7.10.1)
第１条～第２条　［略］	第１条～第２条　［略］
第３条　用語の定義	第３条　用語の定義
(1)～(27)　［略］	(1)～(27)　［略］
(28)　「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。	(28)　「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
(29)～(39)　［略］	(29)～(39)　［略］
第４条～第 10 条　［略］	第４条～第 10 条　［略］
第 11 条　打合せ等	第 11 条　打合せ等
１～５［略］	１～５［略］
６　監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※１「ウィークリースタンス」※２に努める。	６　監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※［追加］に努める。
※１ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。	※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。
※２　ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。	［追加］
第 12 条～第 36 条　［略］	第 12 条～第 36 条　［略］
第 37 条　屋外で作業を行う時期及び時間の変更	第 37 条　屋外で作業を行う時期及び時間の変更
１［略］	１［略］
２　受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない（口頭のみによる連絡は不可）。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。	２　受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。
第 12 条～第 42 条　［略］	第 12 条～第 42 条　［略］